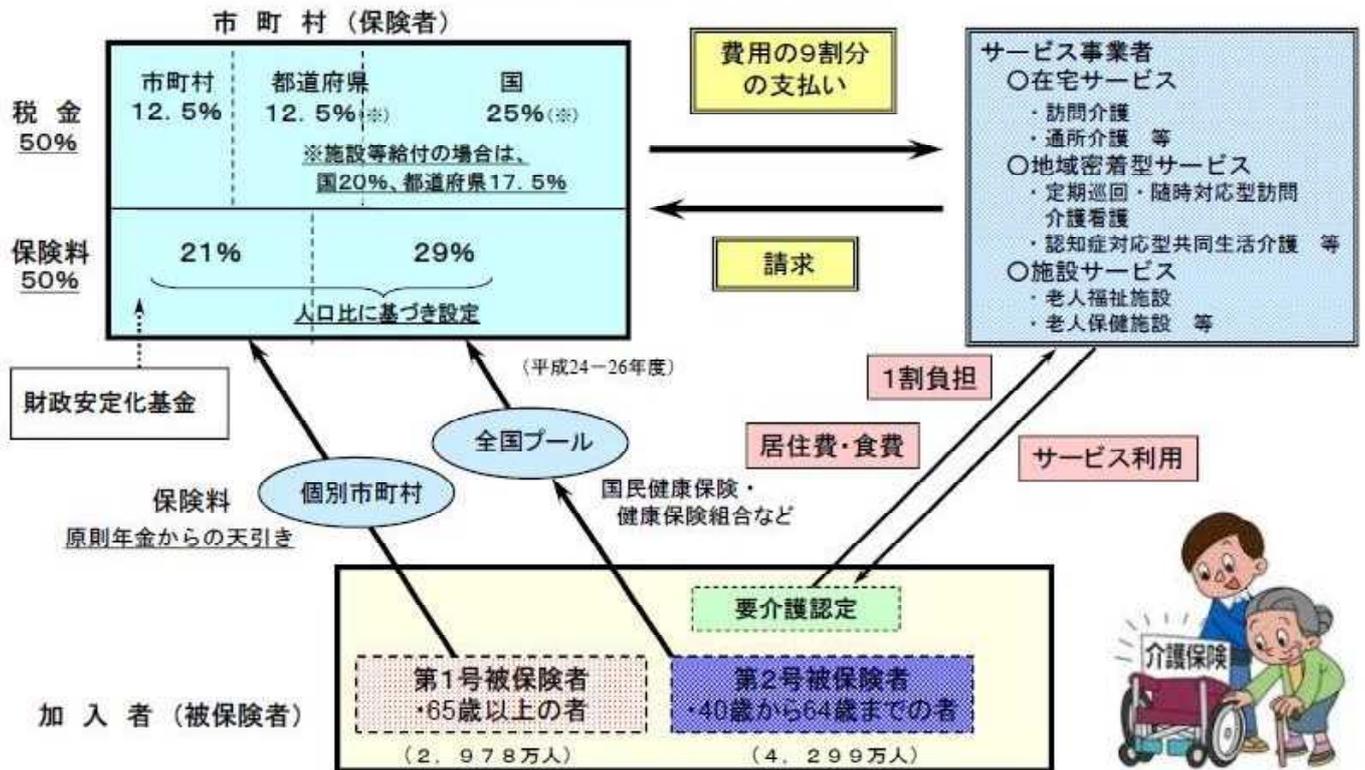


介護保険について Part 1

何回かにわたって、介護保険についての説明をします。

介護保険制度の仕組み



介護保険 2000年に制定されました。

介護を必要とする高齢者を、社会全体で支えていく制度です。

被保険者とは介護保険制度を利用する人のことをいいます。

制度を利用しようとする人は、自分の住民票のある地域に住んでいて、介護保険料を支払っている必要があります。

被保険者には、年齢による制限(第1号被保険者、第2号被保険者)があります。

第1号被保険者
65歳以上の人を第1号被保険者といい、介護保険の受給条件としては、日常生活を一人で行うのが困難と判断された要介護認定、要支援認定を受けている人のことをいいます。

65歳の誕生日の前日月から徴収が行われます。
各市区町村で決められた基準月額と、その人の所得等により決定されます。

第2号被保険者
40歳～65歳未満で、医療保険に加入している人で、法に定められた受給資格があることが必要です。

加入している医療保険と合わせて徴収されます。

福祉サービスを受けられます。

保険料について

市役所の組織変更がありました。

保健福祉課 (旧) → 地域保健課 (新)
福祉課 (新)

※「市報こまがね」4月号に掲載されています。

東伊那・塩田地区 民生児童委員
森田 勝 (090-3403-0289)